

滋賀県多文化共生推進プラン検討懇話会設置要綱

(目的)

第1条 「地域における多文化共生推進プランについて」(平成18年3月27日付け総行国第79号:総務省自治行政局国際室長)に基づき、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、県民一人ひとりが持つ力を十分に発揮でき、地域のさらなる活性化につながる多文化共生社会の推進をめざして「滋賀県多文化共生推進プラン」を改定するにあたり、各分野の専門家や関係者等の幅広い分野の方々から意見を求め、検討するため、滋賀県多文化共生推進プラン検討懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇話会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 滋賀県多文化共生推進プラン改定の検討に関する意見・助言。
- (2) その他プランの改定にあたり必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 懇話会は、学識経験を有する者、経済・企業関係者、多文化共生関係者、国際交流関係者、教育関係者、自治体関係者、外国人住民、その他必要と認められる者13人以内の委員で構成する。

- 2 懇話会に座長および副座長を置く。
- 3 座長および副座長は、委員の互選によって定める。
- 4 座長は、懇話会の会議の議長として会務を総括する。
- 5 副座長は、座長を補佐し、また、座長に事故があるとき、または欠けたときは、座長の職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、本要綱施行の日からプラン策定の日までとする。

(会議)

第5条 懇話会の会議は、滋賀県総合企画部国際課長が招集する。

- 2 会議は公開とする。ただし、国際課長が必要と認めるときは、非公開とすることができる。
- 3 国際課長は、必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(運営)

第6条 懇話会の運営に必要な事務は、滋賀県総合企画部国際課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、国際課長が定める。

付 則 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。